

平成 28 年 6 月 3 日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
「防衛省十条地区における施設管理業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

## 記

## I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	防衛省十条地区の施設管理業務（建築設備点検保守業務、電気設備点検保守業務、機械設備点検保守業務、運転・監視及び日常点検業務、環境整備業務、植栽管理業務、廃棄物管理業務、環境保全業務）
実施期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
受託事業者	代表企業：豊島建物管理協同組合 構成員：株式会社協美社 株式会社ツカサ美装 株式会社共立エコー 日建総業株式会社 株式会社環境テクノ
契約金額（税抜）	459,727 千円（単年度当たり：153,242 千円）
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝10 者／予定価内＝1 者）

## II 評価

## 1 評価方法について

防衛省から提出された平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

## 2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容									
確保されるべき 質の確保状況	以下のとおり、適切に履行されている。 ○品質の維持 <table border="1" data-bbox="432 1688 1431 1964"> <thead> <tr> <th>確保されるべき水準</th> <th colspan="2">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数 0 回</td> <td>0 回</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数 0 回</td> <td>0 回</td> <td>適</td> </tr> </tbody> </table>	確保されるべき水準	評価		業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数 0 回	0 回	適	業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数 0 回	0 回	適
確保されるべき水準	評価									
業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数 0 回	0 回	適								
業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数 0 回	0 回	適								

<p>災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。</p>	<p>台風及び豪雨時における庁舎内の雨漏り箇所の状況把握及び応急処置を適切に実施した。</p>	<p>適</p>
<p>外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。</p>	<p>・外来者及び勤務者に影響を与えるような作業がある場合は、閉庁日を利用して影響を最小限に抑えて実施している。 ・保守点検対象の機器の突発的な不具合に対し常に迅速に対応し、来訪者や勤務者への影響を最小限に抑えている。</p>	<p>適</p>
<p>○環境への配慮</p>		
<p>環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務を履行すること。</p>	<p>環境配慮に関する各種法令を遵守し、監督官の指導のもと冷暖房の温度管理及び運転時間の適切な運用等を実施した。</p>	<p>適</p>
<p>東京都環境確保条例により課せられている温室効果ガス排出量削減義務を達成できるよう協力すること。</p>	<p>本条例において温室効果ガス排出量の削減基準は8%であったところ、第1計画期間の平成22年度から平成26年度においては17%の削減を達成した。</p>	<p>適</p>
<p>本業務の委託期間中に、東京都環境確保条例以外の法令等により、別途温室効果ガス排出量削減義務が課せられた場合、当該義務を達成できるよう協力すること。</p>	<p>平成28年3月31までの間に、当該義務が課せられたことはなかった。</p>	<p>適</p>
<p>上記の実施に当たっては、勤務環境低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者と調整を図りつつ実施すること。</p>	<p>常に監督官と綿密に調整を実施している。</p>	<p>適</p>
<p>○安全性の確保</p>		
<p>業務請負者の不備に起因する施設勤務者、入居者、来訪者、見学者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数0回</p>	<p>0回</p>	<p>適</p>
<p>業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数0回</p>	<p>0回</p>	<p>適</p>

民間事業者からの改善提案	<p>○ 定例会議を行うことにより、官側と受託事業者との認識統一を図るとともに計画的、効率的な保守点検計画を作成・実践した。又、将来における予防整備を先行的に把握することで、計画的な経費要望を行うことができた。</p> <p>○ 台風及び豪雨時における庁舎内の雨漏り箇所の状況把握及び応急処置を先行的に実施し、被害を最小限に抑えることでサービスの質の向上につながった。</p>
--------------	--

### 3 実施経費（税抜）

従前経費	156,176 千円（平成 19 年度から平成 22 年度までの平均経費）
経費※	153,242 千円（平成 26 年度から平成 28 年度までの平均経費）
削減額	2,934 千円
削減率	1.9%

※特殊要因を加味した経費

上記金額は、業務内容が変更された（直流電源設備点検保守、吸収式冷暖房機分解整備、ターボ冷凍機分解整備の業務を削除）ため、その変更分を考慮して比較している。変更分を含めた場合の削減額は、以下のとおり。

実施経費（153,242 千円）－従前経費（166,526 千円）＝△13,284 千円（△8%）

### 4 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、計画的、効率的な保守点検計画の作成・実践や台風及び豪雨時に先行的な応急措置を実施することで被害を最小限に抑える等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、1.9%の経費削減が図られており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

### 5 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が2期目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ② 防衛省に設置している外部有識者で構成している入札監視委員会において、事業実施状況のチェックを受ける予定である。
- ③ 入札において、2者の応札であり、競争性が確保されていた。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ⑤ 経費削減において、従来経費からの削減率 1.9%の効果を上げていた。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (1) の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、防衛省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

民間競争入札実施事業  
防衛省十条地区における施設管理業務の実施状況について  
(平成26年度及び27年度)

## I 事業の概要

### 1. 委託業務内容

防衛省十条地区の施設管理業務

建築設備点検保守業務、電気設備点検保守業務、  
 機械設備点検保守業務、運転・監視及び日常点検業務、  
 環境整備業務、植栽管理業務、廃棄物管理業務、環境保全業務

### 2. 業務委託期間

平成26年4月1日～平成29年3月31日

### 3. 受託事業者

共同体

(代表企業) 豊島建物管理協同組合

(構成員) (株)協美社

(株)ツカサ美装

(株)共立エコー

日建総業(株)

(株)環境テクノ

### 4. 受託事業者決定の経緯

「防衛省十条地区施設管理業務における民間競争入札実施要項」に基づき、総合評価落札方式による入札を実施した。

平成25年11月1日に入札公告を行い、入札説明会に10者が参加した。そのうち2者から提出された企画書について審査した結果、当省が定めた各要求項目を全て満たしていることを確認した。平成26年2月3日に開札した結果、1者が予定価格の範囲内であり、総合評価を行ったところ、上記受託事業者が落札者となった。

## II 対象公共サービスの実施内容に関する状況及び評価

### 1. 達成すべき質及び最低限満たすべき水準の達成状況及び評価

基本的な方針	主要事項	測定指標	結果
当該事業が防衛省における調達等の後方支援業	品質の維持	業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数0回	業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数は0回であった。

<p>務に密接な関わりがあることを十分に理解し、その任務遂行に支障を与えないようにする。</p>		<p>業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数0回</p> <p>※ いずれも、自然災害等による予測不能な場合を除く。</p>	<p>業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数は0回であった。</p>
		<p>災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。</p>	<p>台風及び豪雨時における庁舎内の雨漏り箇所の状況把握及び応急処置を適切に実施した。</p>
		<p>外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。</p>	<p>ア 外来者及び勤務者に影響を与えるような作業がある場合は、閉庁日を利用して影響を最小限に抑えて実施している。</p> <p>イ 保守点検対象の機器の突発的な不具合に対し常に迅速に対応し、来訪者や勤務者への影響を最小限に抑えている。</p>
	環境への配慮	<p>環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務を履行すること。</p>	<p>環境配慮に関する各種法令を遵守し、監督官の指導のもと冷暖房の温度管理及び運転時間の適切な運用等を実施した。</p>
		<p>東京都環境確保条例により課せられている温室効果ガス排出量削減義務を達成できるよう協力すること。</p>	<p>本条例において温室効果ガス排出量の削減基準は8%であったところ、第1計画期間の平成22年度から平成26年度においては17%の削減を達成した。</p>
		<p>本業務の委託期間中に、東京都環境確保条例以外の法令等により、別途温室効果ガス排出量削減義務が課せられた場合、当該義務を達成できるよう協力すること。</p>	<p>平成28年3月31までの間に、当該義務が課せられたことはなかった。</p>
		<p>上記の実施にあたっては、勤務環境低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者と調整を図りつつ実施すること。</p>	<p>常に監督官と綿密に調整を実施している。</p>
	安全性の確保	<p>業務請負者の不備に起因する施設勤務者、入居者、来訪者、見学者等の人身事故（病院での治療を要する</p>	<p>業務請負者の不備に起因する施設勤務者、入居者、来訪者、見学者等の人身事故（病院での治療を要するもの）</p>

		もの) 及び物損事故の回数0回	及び物損事故の回数は0回であった。
		業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数0回	業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数0回であった。

上記表のとおり、各測定基準を結果のとおり満たしていることを、業務日誌、毎月の業務報告書、施設管理担当者による業務の現地確認等から確認しており、確保すべき質は達成されていると評価できる。

## 2. 対象公共サービスの実施に要した経費比較

### (1) 平成26～28年度実施経費

- ア 3年間の実施経費 459,727千円(税抜)
- イ 1年当たり平均額 153,242千円(税抜)

### (2) 平成19～22年度実施経費(民間競争入札導入前)

- ア 4年間の実施経費 666,105千円(税抜)
- イ 1年当たり平均額 166,526千円(税抜)
- ウ 平成26～28年度と平成19～22年度の1年当たり平均額との比較  
153,242千円－166,526千円＝△13,284千円  
(△8%削減)

### (3) 業務内容の増減を考慮\*した場合の経費比較

- ア 平成26～28年度実施経費の1年当たりの平均額  
153,242千円(税抜)
- イ 平成19～22年度実施経費の1年当たりの平均額  
156,176千円(税抜)
- ウ 平成26～28年度と平成19～22年度の1年当たり平均額との比較  
153,242千円－156,176千円＝△2,934千円  
(△1.9%削減)

※ 業務内容の増減を考慮した内訳

直流電源設備点検保守、吸収式冷暖房機分解整備、ターボ冷凍機分解整備

平成26～28年度の実施経費は、民間競争入札導入前の実施経費(平成19～22年度)と比較すると、いずれも経費削減が図られ、効率的に事業が実施されたと評価できる。

## 3. 民間事業者提案による改善実施事項

- (1) 定例会議を行うことにより、官側と受託事業者との認識統一を図るとともに計画的、効率的な保守点検計画を作成・実践した。又、将来における予防整備を先行的

- に把握することで、計画的な経費要望を行うことができた。
- (2) 台風及び豪雨時における庁舎内の雨漏り箇所状況把握及び応急処置を先行的に実施し、被害を最小限に抑えることでサービスの質の向上につながった。

### Ⅲ 評価のまとめ

#### 1. 公共サービスの質に関する評価

確保すべき質全ての項目について達成できたことに加え、東京都環境確保条例により課せられている温室効果ガス排出量削減義務を良く把握し、冷暖房の温度管理及び運転時間の適切な運用等を行い、温室効果ガス排出量の抑制に努めた。

又、受託業者は過去の契約実績から信頼性のある業者を選定したため、公共サービスの質の維持につながった。

以上のことから公共サービスの質の維持・向上は確保できたと評価できる。

#### 2. 公共サービスに要する経費に関する評価

実施経費については、民間競争入札導入前の事業経費と比較して2,934千円の経費削減(△1.9%削減)が図られ、効率的に事業が実施されたと評価できる。

### Ⅳ. 今後の事業

#### (1) 事業の実施状況

本事業への市場化テスト導入は2回目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示等を受けた事実、又は業務に係る法令違反行為等を行った実績はない。
- ② 今後本事業の実施状況について、防衛省内に設置されている、外部有識者で構成される「入札監視委員会」により、継続してチェックを受ける。
- ③ 本事業入札においては、2者の応札があり、競争性は確保されていた。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していた。
- ⑤ 従来経費と契約金額とを比較した結果、1.9%削減し節減効果を上げている。

- (2) 前述のとおり、本事業については、市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果を得られていることから、今後の事業に当たっては、市場化テストを終了し、当省の責任において行うこととしたい。

- (3) 市場化テスト終了後においても、これまで官民競争入札等監視委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、入札監視委員会による第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたい。